

令和7年1月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないか不明である旨を主張するが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

#### 1 開示申出の内容

早期退職を希望したものの、「引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合」に該当するとして早期退職が認められなかった裁判官の人数が年度別に分かる文書（平成25年度以降のもの）。

#### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、令和6年12月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

#### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

(2) よって、原判断は相当である。